

こで温水プールを見せていただいたのでございますが、この温水プールがすべてごみの余熱を利用し、清掃工場より太いパイプで温水が送られてくると、近くには高齢者のお風呂もあるということでございます。福生市でも温水プールということが非常に騒がれております。小牧市のようにごみを燃料とした温水プール、また、世間一般に自動車のタイヤ等がごろごろしておりますので、一本幾らで燃やしてやるのもいいのではないかなと思っておりますので、これはちょっと無理な話かわかりませんが、そういった温水プール等も考えてみたらどうかと、かように思いますがお伺いいたします。

要望といたしまして、ごみの投げ捨て条例の義務づけをしておけば、福生市としてはごみの投げ捨ては禁止になっております。捨てた人には罰金がかかりますよと、どんどん注意ができるのではないかなと、かように思っています。

この前にテレビでごみの投げ捨てを放映していましたが、車でごみを捨てに来た人に注意をしたところ、ごみを捨ててなんで悪いのかというふうに反対に文句を言っていた人がおりますが、全然悪いという意識がない。そういうことで、福岡県の北野町、橋町、和歌山市、一市二町でこの条例を発足した、ごみの投げ捨て条例に対し各市町村でも協力すべきではないかと、かように思いますので、福生市ではどうかというところでございます。

ホームの階段でございしますが、西口の階段、ホームの階段も市民の皆さん強い要望でございしますので、早期建設をJRに引き続き交渉していただきたいと思います。よろしくこの点は要望申し上げますので、お願い申し上げます。

駐車場の件でございしますが、現在、駅の駐車場を各市町村では必死で確保していますが、鉄道業者にもこれは責任があると思うのです。先日新聞で、日野市では平成四年六月十一日に市議会に日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例の制度について提案、九月一日より施行したと。この中では鉄道業者等の責務として、鉄道業者はその利用のためみずから駐車場の設置に努めなければならない。鉄道業者等は市が駐車場等を設置しようとするときは用地の提供に努めるとともに、市の政策に協力しなければならない。第五条のことを設けた。そして、鉄道業者に駐車場の設置の義務づけをする画期的なものであるとい

うことでございます。義務づけるということでございますね。福生市でもこのくらいの条例をつくって、鉄道業者に手渡したらどうですか。そうすれば何でも市に押しつけないでやってくれのではないかと、かように思いますので、その辺はどうか。

それから、高齢者の対策についてでございますけれども、年々高齢者の皆さんが多くなってきましたので、市に相談係を設けたらいいのではないかなと思いますので、その点はよろしく願います。

また、一中の通学路でございしますが、一中の南端に、ネットのところですね。電柱があるそうです。非常に危険だということで、拜島方面、福生方面の車は電柱があるために線路上で止まってしまっていて交差できないというふうなことでございますので、早急に移動できないかと、かようなことを言われておりますので、その点を考えていただきたいがどうかということでございます。

以上、三回目を終わります。

○議長（赤星人君） 一時まで休憩をいたします。

午後零時 休憩

~~~~~

午後一時 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、皆さまにお話申し上げます。市長答弁につきましては、市長が足を骨折しており、登壇しての答弁は不自由と思われまして、私から市長に自席において着席をして答弁をされるよう要望いたしました。本人が登壇して答弁したいとの要望がありまして、了承いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

○社会教育部長（小野光朗君） それでは、片倉跡地につきましての長者堀跡地のことにつきまして御答弁申し上げます。

ことしの二月から三月でございしますけれども、あの片倉跡地のところを試掘調査いたしました結果、熊側分水の東側の方で長者堀の跡とみられる溝状の遺構が出てまいりました。そうなりますと文化財保護法



言っておりましてけれども、福生市でもこういうふうなことを考えてやっていたきたい、かように思います。

それから、駐車場の件でございますが、今後市の皆さん方の御努力をひとつお願い申し上げる次第でございます。

それから、一中の通学路でございますが、一中ばかりではないと思うのですね。市民会館をずっと上がつて八高線の線路を越して渡ったところに信号があります。そこを右折するとわらつけ街道というふうなことで、そこが第三小学校の通学路になっておるわけでございますが、朝の七時半から九時までが交通規制の標識が出ておるにもかかわらず、やはり一中と同様に車が渋滞して並んでいると、そういうふうなことで、今後警察当局と話し合って事故のないような町にしていきたいと、かように思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（赤星人君） 次に、十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項は三点からなっています。

一点目は横田基地についてということです。定例となっております正月三が日の飛行中止要請について、どのような形に行われているかということをおきたいと思っています。地域の住民や基地周辺の皆さんから、せめて正月三が日だけでも横田基地での飛行訓練の中止をしていただきたいという要望はここ数年の間出続けております。市におきましても毎年正月三が日の飛行中止要請という形で行っていると思いますけれども、今年にしましてはどのような形で行ってきたかということをおきたいと思っています。既に新聞報道等にされていることもありましても、市としての対応を伺っておきたいと思っています。

それからその次には、いわゆる思いやり予算によります上下水道の徴収についてということでお

きたいと思っています。思いやり予算ということそのものは正式な予算用語ではありませんで、これはこの間議員をお辞めになりました金丸信さんが一九七八年、昭和五十三年にまだ防衛庁長官だった時代に思いやりをしてあげましょうということが始まった予算です。米軍との間の日米安保条約に伴います地位協定第二十四条には、こうした経費につきましては米軍が持ちなさいということになっていたわけですけれども、当初は労働費、労務費の一部、約六十二億円から進みまして、今年に至りましては一千九百八十二億円、十四年間に三十二倍という大変な額の税金負担を日本国民が負っているというのが現状です。ことの予算書を見ましても、思いやり予算というのが全体の、いわゆる基地に係る予算の中の三八％を占めている、あるいは思いやり予算の中では、例えば基地の中にありますレストランの従業員の蝶ネクタイまでをみるというような形で、非常に膨張し、なおかつ多岐にわたっていることがあると思います。

まだ石川要三さんが防衛庁長官だった時代に、国会答弁の中でも余りに多岐にわたる思いやり予算のために非常に困惑をしたということも報道で伝えられているということなんです。これが今年度の予算から、実はそれまではみなかった光熱水費までみましようということになりました。実際には、光熱水費に負担する規定に、今回見ますと公用に限るというふうになっていきますけれども、現実には基地外に住んでいる米軍人・軍属の光熱水費までもみるということになっているのが現状のようです。

そこで、我が市におきましても、基地におきます下水道料金であるとか、あるいは市におきます営外居住におきます水道料金、下水道料金などの徴収についてどのような形でこれが変わっていくのか、どう対応なさるのかということについて伺っておきたいと思っています。

その次には、日本政府専用機の飛来ということについて伺っておきたいと思っています。実は先月の十一月十二日に、私は日本政府専用機というものが横田基地に飛来をしているのを目撃いたしました。それまでは日本国政府の専用機の飛来がなかったものですから、一体どうなっているかということを調査をしてまいりました。日本政府専用機というのはジャンボジェット機なんですけれども、中曽根首相がまだ首相在任時代に日米貿易摩擦の解消の一環として二機のボーイング七四七機を買うことになりました。それが昨年納入されまして、本年の六月一日には政府専用機が防衛庁に所属がえになりました。防衛庁の所轄と

いうことで行われるようになっていきます。これが六月から慣熟飛行という形になっていきますけれども、今までの新聞の報道ではこの政府専用機のパイロット十三名、もしくは十四名の養成というのが米本土で行われていましたけれども、これが追いつかず、三名、四名しかライセンスが取ることができなくて、非常に運用に困難を来しているというような新聞報道もあったのですけれども、実際に横田基地に数度の飛来をしているようです。

今、私の心配としては、こうした政府専用機が横田基地、実際に政府専用機の基地になっておりますのは北海道の千歳の航空自衛隊の基地の中に基地があるわけですけれども、こうした訓練飛行その他で横田基地が頻繁に使われるのではないかとということがありまして、このことにつきましては、ただでさえ飛行量が多いところにもってきて、政府専用機の訓練飛行であるとたまらないということがあります。こうした中で、市としてはどのような形でこうした日本政府専用機の横田基地への飛来について把握をしているかということをお伺いしたいと思います。

四番目には、アメリカの航空母艦インディペンデンスの艦載機E2C、S3Bの訓練についてですけれども、幸いなことに本年の四月以降市内上空での訓練がなく、前回の九月の一般質問の折りにも市長の方からはこれからのような形で要請をしておくのだということを伺っております。こうした、幸いに今までなかったインディペンデンスの艦載機の訓練につきまして、ぜひ今後もうこうした形での訓練がないように希望するものですけれども、こうしたことについての市側の対応について伺っておきたいと思っています。

既に新聞報道などでは、先月になりました一回だけ通告に基づいてE2Cが飛んだという記録もありますし、その折りには市の方でもきちんと抗議をしたということが十月二十八日付けの朝日新聞にも出ておりまして、きちんとした対応がなされているとは思いますが、今後の対応についてもきちんと伺っておきたいと思っています。

それから五番目には、九月から十一月期の離着陸数につきまして、リサイクルセンター、そして市役所屋上での数につきまして伺っておきたいというふうに思っています。

その次には、既に何度も質問を続けておりますけれども、福生市におきます情報公開条例と個人情報保護条例について伺っておきたいというふうに思っています。既に今まで五度にわたりましてこの質問を行いまして、今年の三月の議会では、大体のめどとしては再来年ぐらまでの個人情報、もしくは情報公開条例についての制定を行っていく、そのためには市民の意見を聞くような形もしてみたいということをお伺いしています。本年の四月の一日現在では、全国で個人情報保護条例を持っている自治体は既に九百を超すという大変多くの自治体が持っておりますし、同時に東京都市内におきまして、二十七市のうち、既に情報公開条例に關しましては十五市が制度化をしているということになっています。

そうした中で、我が市におきましてはこの間どのような形で準備が進み、どのような形での情報公開の制定を行っていく準備が整っているかということについて伺っておきたいと思えますし、同時に策定の指針について、どのような形での策定をしているのか、あるいはこの間の答弁の中でも、今まで整理をしておりました、過去におきます行政文書の整理の問題というのがひとつネックになっていると伺っておりますけれども、そうした具体的な実務の経過についても合わせて伺っておきたいと思っております。昨年の、それから最後に、児童・生徒への集団X線間接撮影について伺っていきたいと思っております。昨年の、一九九〇年十二月の定例市議会でも小中学校でのレントゲン撮影は、そろそろX線の問題であるとか、あるいは被爆の問題から考えてやめようではないかということについて一般質問をし、提案をしております。そのときには教育長の方からは学校保健法に基づいた形でのことを行うということをお伺いしましたけれども、実際には発見の措置としては集団X線間接撮影はさほど有効ではない、発見率の問題からいっても問題ではないのかという指摘を私の方からしておきました。当年度におきますこうしたことにつきましての経過、そして今後についてどのような形か伺っておきたいと思っております。

一般質問が昨年の十二月に終わった、その次の日の全国紙には来年度からの義務を解除しようという形で、小学校一年生のX線撮影については、文部省から学校の判断に一任をしますよという形で通達が出たような形があります。また、本年になりましたも来年四月からは廃止へという形での新聞記事も出ました

し、患者発見の発見率が著しく低下している上に、放射能被爆によるがん発生のリスクを考えた場合には、そのX線撮影への意義は乏しいという形で厚生省の公衆衛生審議会結核予防部会からの答申が山下厚生大臣に出たりもしております。そうした中で、福生市におきます児童・生徒への集団X線間接撮影の問題について、本年はどのような形で行われ、来年度以降どのような形で経過を考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

以上、壇上からの一般質問といたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 遠藤議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

横田基地についての一点目、正月三が日の飛行中止要請についてでございますが、市といたしましては十一月十二日に国及び基地司令官に対し文書により要請をいたしましたところでございます。五市一町におきましても六市町長の連名によりまして十一月三十日に国及び基地司令官に対しまして文書により同様の要請をいたしましたところでございます。本件に関しましては国からも十一月十九日に要請をしていただいたところであり、基地側といたしましても、趣旨は理解できるのでできる限りの努力をいたすとのことでございます。

次に、二点目の思いやり予算による上下水道料金の徴収についてでございますが、本件に関しましては、日本政府は在日米軍の駐留を円滑にするための施策といたしまして、駐留経費の経費負担につき新たな措置を講ずることとしたものであり、地位協定第二十四条についての新たな特別な措置に関する協定を日米間で締結し、平成三年四月国会で承認されたことに伴い、光熱水費を日本政府が負担するものであり、負担する額は平成四年度は四分の一に相当する額を、平成五年度は二分の一、平成六年度は四分の三、そして平成七年度は十分の一——つまり全額ということでございますが——に相当する額を国が負担するというふうなことになっておるわけでありますが、営外居住者に対する上下水道料金の徴収方法につきましては、従来と同様に市は使用者から直接使用料金を徴収いたしております。

日本政府の負担方法については、米軍は営外居住者から領収書を徴して、これに基づき日本政府に請求

を行うシステムとのことです。また、営外居住者の把握につきましては、現在米軍を通じ調査中のことでございます。なお、基地内の上下水道料金の徴収方法につきましても従来どおり市が基地側より徴収し、米軍はこれに基づき日本政府に請求を行うとのことであり、したがって、上下水道料金を日本政府が負担することになりました。市における事務処理等の変化はないものと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、三点目の日本政府専用機の飛来についてでございますが、本件に関しましては国へ確認をいたしましたところ、九月九日及び十一月十二日の二回、横田基地に飛来したとのことでありまして、目的につきましては緊急の場合を想定した慣熟訓練であり、恒常的な飛来を意味しないとのことであり、しかしながら、御指摘のとおり市といたしましても今後恒常的な飛来をされては困りますので、その旨申し出をいたしておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、四点目のE2C、S3Bの訓練についてでございますが、本件に関しましては御指摘のとおり米空母インディペンデンスの艦載機であるE2Cが何回かにわたりまして飛来し、旋回飛行もいたしましたので、その都度国及び基地に対し抗議するとともに、訓練をしないよう強く要請いたしました次第でございます。五市一町におきましても六市町長の連名により十月二十七日に国及び基地司令官に対し飛行訓練をしないよう強く要請をしたところでございます。

また、東京都におかれましては、五市一町の要請に応じて十月二十七日に同様の要請をされたところでございます。今後におきましても、同空母艦載機による横田基地における飛行訓練を実施しないよう、議会の御協力をいただきます。また周辺の市町とともに関係機関に対し強力にかつ粘り強く要請を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

五点目の九月から十一月の離着陸数につきましては担当部長より答弁いたさしますので、よろしく願います。

次に、情報公開条例等個人情報保護条例についての御質問に対しまして御答弁をさせていただきます。まず、第一点目の今までの経過についてでございますが、今までも申し上げてございますように、情報公

開条例、あるいは個人情報保護条例の制定までには文書管理の改善、制度の内容の決定、制度の周知等の課題を段階的に整理していかねばならないわけでございます。そこで、これらの課題のうち、現時点まででは文書管理の改善として本年の四月より新たな文書管理システムを試行し、さらにこれと並行してこの十月から情報公開制度及び個人情報保護制度の基本的事項について一定の方向性を得るため、内部職員三十一名による情報公開制度等検討委員会を発足させ、検討を進めているところでございます。したがって、今後はこの検討結果を素案といたしまして、議員並びに市民の皆さんによる懇談会等といったものを設置いたしましたして、これらの皆さんの御意見等をいただき、条例化へ向けて努力してまいりたいと存じます。

次に、第二点目の策定の指針についてでございますが、このことにつきましては、情報公開及び個人情報保護の制度の目的をどのように位置づけるか、すなわち市政に関する情報を市民に公開する情報公開制度と、市の保有する市民のプライバシーに関する情報を守る個人情報保護制度は市政への市民参加の促進、市民と市政との信頼関係の確保、公正で民主的な市政への実現などを図るために最も効果的であると考えっております。また、これらの制度は輝くまち福生づくりを実現するためにも重要な施策の一つとして認識しております。したがって、これらを基本といたしまして情報公開制条例、あるいは個人情報保護条例を制定していくことになろうかと存じます。

いずれにいたしましても、内部の検討結果を素案として議員並びに市民の皆さんの御意見を十分に尊重し、情報公開条例の、あるいは個人情報保護条例の制定を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をお願いいたしますと存じます。

次の児童・生徒への集団X線間接撮影につきましては教育委員会より答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

以上で遠藤議員さんの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 教育委員会から児童・生徒への集団X線間接撮影について御答弁申し上げます。一点目のことしの経過についてでございますが、御承知のように平成三年度までは心臓検診については

小学校一年生及び中学校一年生の全員を対象に胸部X線の間接撮影を実施し、さらに心音、心電図等の検診を実施しておりました。また、結核検診については小学校一年生及び中学校一年生全員を対象にツベルクリン反応の検査を行い、陽性反応者については心臓検診で実施したX線の間接撮影をもとに第二次検診の判定を行い、要精密検査の児童・生徒についてはX線の直接撮影を行っておりましたが、平成四年度については学校保健法施行規則の改正により地域や学校の実情に応じX線の間接撮影については、一、実施しない。二、受診希望者の有無に応じて実施する。三、引き続き全員が実施する。という三つの方法からいずれを選択しても差し支えないこととなりましたので、教育委員会といたしましては、福生市学校保健会にお諮りをし、本年度から心臓検診のための全員に対するX線間接撮影は一切廃止し、別に行う心音、心電図の検査によって精密検査を要する者及びツベルクリン反応検査による陽性反応者については、従来どおり直接撮影による検査を実施したところでございます。

次に、二点目の今後の方針についてでございますが、本年度とほぼ同様の方法で実施していく考えでございますが、結核検診でツベルクリン検査による陽性反応者について、今後は強陽性反応者のみ直接撮影を実施してまいりたいと考えております。

最後に、議員御指摘のように昨年十二月の議会における御質問に対して、私が従来どおりの方針でいくという御答弁を申し上げましたが、その直後に先ほど申し上げましたような学校保健法施行規則の改正がございました。ことしは今申し上げましたような変更となったわけでありますが、私自身みずからの先見性のなさとは不勉強にじくじたるものがありまして、深く恥いているところでございます。よろしくお願いいたします。

○市民部長（岩崎好亮君） 九月から十一月期の離着陸数についてでございますが、まず、福生市のリサイクルセンターでございます。九月が飛行総数は今年が千百三十回、前年は千五百二十二回でマイナスの三百九十二回でございます。一日平均飛行回数は三十七・七回、前年は五十七・七回でマイナスの十三回でございます。昼間ですが午前七時から十九時、九百七十一回、前年は千二百十四回でマイナスの二百四十三回でございます。夕刻ですが十九時から二十二時の間で、今年が九十八回、前年は二百四十回、マイナ

ス百四十二回です。夜間ですが二十二時から午前七時まで、六十一回、前年が六十八回でマイナスの七回でございます。最高飛行日及び回数ですが、九月一日八十二回、前年が九月四日百四十回、マイナスの五十八回でございます。騒音最高日及びホーンですが、九月十日と十九日、百一十一ホーン、前年は九月六日で百十二ホーンでマイナスの一ホーンでございます。

次に十月ですが、飛行総数は八百十三回、前年は千四十九回、マイナスの二百三十六回です。一日平均飛行回数は二十六・二回、前年は三十三・八回でマイナスの七・六回。昼間ですが六百五十三回、前年が八百二十三回、マイナスの百七十回。夕刻ですが百二十回、前年が百八十二回でマイナスの六十二回。夜間ですが四十回、前年は四十四回、マイナスの四回です。最高飛行日及び回数ですが、十月二十八日百十四回、前年は十月四日で百三回、十一回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが、十月二十六日百十四ホーン、前年が十月十三日百九ホーン、五ホーンの増でございます。

次に十一月ですが、飛行総数は千五百二十九回、前年が千二回、五百二十七回の増でございます。一日平均飛行回数は五十一回、前年が三十三・四回、十七・六回の増でございます。昼間ですが千二百五十六回、前年が七百九十六回で四百六十回の増でございます。夕刻ですが二百三十三回、前年が百六十三回で七十回の増でございます。夜間ですが四十回、前年が四十三回、マイナスの三回でございます。最高飛行日及び回数ですが、十一月二十五日で百五十回、前年も十一月二十五日で百二十回、三十回の増でございます。騒音最高日及びホーンですが、十一月十七日と三十日百一十一ホーン、前年は十一月二十六日で百十二ホーン、マイナスの一ホーンでございます。

次に、福生市の屋上でございますが、九月が飛行総数が百三十七回、前年が二百十二回でマイナスの七十五回です。一日平均飛行回数は四・六回、前年が七・一回でマイナスの二・五回。昼間ですが百二十二回、前年が百八十二回、マイナスの六十回でございます。夕刻ですが十二回、前年は十九回、マイナスの七回でございます。夜間ですが三回、前年が十一回でマイナスの八回でございます。最高飛行日及び回数ですが、九月一日で二十三回、前年は九月二十六日二十五回でマイナスの二回でございます。騒音最高日及びホーンですが、九月二十六日百三ホーン、前年が九月二十五日九十二ホーン、十一ホーンの増でございます。

います。

次に十月ですが、飛行総数は百二十八回、前年が百八十二回でマイナスの四十四回、一日平均飛行回数四・一回、前年が五・五回、マイナスの一・四回です。昼間は百九回、前年が百三十五回、マイナスの二十六回です。夕刻十三回、前年は二十九回でマイナスの十六回。夜間ですが六回、前年が八回でマイナスの二回でございます。最高飛行日及び回数ですが、十月七日十九回、前年が十月四日三十二回、マイナスの十三回です。騒音最高日及びホーンですが、十月四日と十八日八十八ホーン、前年が十月五日九十七ホーン、マイナスの九ホーンでございます。

次に十一月ですが、飛行総数二百七十二回、前年が二百十九回で五十三回の増でございます。一日平均飛行回数は九・一回、前年が七・三回で一・八回の増でございます。昼間ですが二百十八回、前年が百八十回、三十八回の増でございます。夕刻ですが五十三回、前年が三十七回、十六回の増でございます。夜間ですが一回、前年が二回でマイナスの一回でございます。最高飛行日及び回数ですが、十一月二十五日四十一回、前年は十一月二十日で四十二回、マイナスの一回でございます。騒音最高日及びホーンですが、十一月二十一日九十八ホーン、前年が十一月二十六日九十ホーン、プラスの八ホーンでございます。

以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 自席から再質問いたします。

まず、一番目の横田基地についてなんですが、御答弁いただきましたまして、正月三が日の飛行中止要請については既に行っているということなのですが、その中身をちょっと伺いたいと思っております。できればという申し入れをしたかということをもう少し詳しく伺いたいと思っております。

それで、今までどういうことが問題になってきたかということ、例えば文書の中に訓練に差し支えない範囲ではぜひ三が日をやめていたいただきたいというようなことで、非常に弱腰であるというような指摘があったり、私もしたりしたことがあるのですが、今度の文書というのはどういった形で三が日の中止要請を行ってきたのかということをつ詳しく伺っておきたいというふうに思っております。

それから、二番目の思いやり予算についてですけれども、政府の方でもここで地位協定二十四条に関し

ましては特別な項目を設けまして、光熱水費にまで思いやり予算をということで、実は思いやり予算といつてもどこかで予算が出るわけではなくて、私たちの税金で米軍にせつせと、つまり水道代から電気代までお払いをしているわけで、今までも政党でいいますと日本共産党や公明党の方が非常に詳しい調査をなさっていて、国会等々でもこのことは問題になっている、さっきの従業員の蝶ネクタイに至るまで実は「思いやり」予算であるというようなこと、あるいは横田基地について言いましたも、関東計画以降でも、例えば作戦室のようなところにまで思いやり予算がばらまかれるということがありまして、大変一人一人の国民にとってはそのたびに負担が大きくなる。

既に御承知と思いますが、今、在日米軍経費というのが米軍一人当たり一千万円を超しているのです。それで、実際にこれに對しまして陸上自衛隊とか、いわゆる自衛官の一人当たりの経費というのは、例えば陸上自衛隊ですと、平成二年度の調査ですと約八百六十万円、一番高い航空自衛隊でも一人当たりの経費が一千二百二十一万円です。随分高いものを米軍にお払いしている形になって、非常に矛盾を感じるところなのですけれども、さて、この我が市に對して影響のあるところの光熱水費のところなのですが、よくわかりました。平成五年までに全額日本政府が肩代わりするたびに移行措置をしていくのだということ、営外居住者に関しては市は使用者からの領収書でもって精算をしていくのだということについてはよくわかりました。

そうしますと、ますます今後、実際に営外に住んでいる米軍人・軍属のいわゆる実態というのは市はますますきちんと把握しなければいけないということになっていくと思いますけれども、いずれにしましても、そこで私の方で伺っておきたいのは、今まで私どももほかの議員の皆さんもそうなんですけれども、特に福生市の下水道徴収条例に基づきます下水道の徴収の問題がありまして、私どもに言わせますと、大口一括扱いをして、そういうような形の米軍との間の協定を結ばれたということ、今年度の下水道の例えば予算の中から例えば三千五百万円近くのところが、実際に私の方からいえば米軍にサービスをしているではないかというようなことがあるわけです。こういった際に、下水道料金もきちんとした形で、ほかの市民と同じような形で徴収をなさるべきではないかというようなことを考えまして、こうしたことに

関しまして市長はどのようにお考えなのかというようなことをぜひ伺っておきたいと思っています。ここで下水道料金が、例えば来年度以降ですか、今年度か、もう既に下水道料金の改定等々のことがありまして、下水道会計の安定化ということから言いますと、米軍に對するサービスではなくて、もとのきちんとした価格での徴収を行うべきだと考えておりますけれども、こうしたことにつきましてはどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。思っています。

それから、その次の日本国政府の専用機の問題ですけれども、ぜひきちんとした申し入れをしていただいて、今後も福生市での飛行という形がないような形をお願いをしたいと思います。実は、政府専用機に関しては、横田基地の通過をして、十二日も非常に短い期間だけ横田基地に駐機をしまして、すぐに飛び立っていったのですけれども、多摩川の上空を飛んでいるようなところを目撃した者もおりまして、今後もこうした慣熟飛行がふえるのではないかという心配があるわけです。ぜひきちんとした態度をお取りいただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思っております。

それから、E2C、S3Bに関しましては同様に、できれば全く福生市では訓練をしていただきたくないというのと、もう一つは新聞報道によりまして、硫黄島におきましては米軍用の施設と航空自衛隊の施設の共用問題等々が起きています。使うのではないかという新聞記事もありましたよね。そんな中でできれば、一番よろしいのはアメリカ本土に帰っていただくということでありまして、さもなくば横田基地での演習、あるいは同時に厚木での演習もそうなのですけれども、やめていただきたいうことがありまして、このことにつきましては今後も継続してきちんとした態度をお願いしたいと思います。要望だけにとどめておきたいと思っております。

それから、五番目の九月から十一月の離着陸数につきましては、一応市民部長の方で把握をしていると思いますけれども、九月から十月にかけて滑走路の工事をやっているはずなんです。それによる影響で離着陸数の減少が起きているかどうかということについては、もしも把握をしているようでしたらぜひお知らせを願いたいというふうに思っています。多分十月期は滑走路の半分工事をしたはずなんです。実はこのことがさっき、ちょっと心配をしておりますけれども、クランク閉鎖に伴います移駐の、フィリピン

ンからの移駐等々で沖縄には現実的に増強があったわけで、こうしたフィリピンからの影響がどのような形で出るか、そのための滑走路工事かなという話もありまして、調べますとそうでもないようなのですけれども、こうした滑走路工事の影響で九月、十月の飛行数に影響が出てきたものかというのもちょうと合わせて伺っておきたいというふうに思っております。

それから、情報公開条例と個人情報保護条例の問題なんですけれども、大体今までの経過についてはよくわかりました。それで、これは今までは議事録をずっと引っ繰り返して見ますと、市長がおっしゃいましたように、一つは文書整理の問題があって、簡単に言えばかつての膨大な文書があると、これについてのきちんとした整理がされなければ体系的に市民の要求があっても答えられないということであったというふうに思っているのですよ。そのところから言いますと、こうした過去の文書における文書の整理というのがどのような形で進行しているのかということをお伺いしたいと思います。そのことが具体的には公開条例の実施の時期に影響してくるのではないかと思っております。それまでのことでも、例えば僕もいろいろな市に行って調べましたけれども、情報公開条例が制定された日以降の情報を公開する市の中にはあるのですね。だからよいいどんである日情報公開条例をつくると、それから新しい、いつてみれば新しいファイリングシステムに変わっていった、それから以降は情報公開しますよということもあれば、過去にさかのぼるところももちろんありますし、それからの方が多いんですね、主流なんですけれども、あるいはこの間ちょっと例に出しました逗子のように未成熟情報ということもあって、それはどういう情報を出すかについてはこれから制定する中での懇談会、懇話会、その他でお話しになると思いますが、それでも、事務的には、今までの事務の文書の整理についてはどのような形で行われているのかということについてはちょっと伺わせていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、個人情報保護条例の問題ですけれども、今までは電算によります規則の形では施行していたわけですよ。それから、今、市長のお話を伺う限りでは、今までの答弁を聞いても個人情報保護条例条例化をしていきましようという形になっていくと思えますね。その中で規則から条例に変わっていく中で大きく変化をするなどということについてはどういうふうになっていくかということ

について把握していらっしゃいますか。それともそれも含めて審議会とか、あるいは懇談会、懇話会のようなどころに市民の皆さんの意見を聞くのだというような形で理解してよろしいのかということも合わせて伺いたいと思っているのですね。

そうしますと、まずまず今の懇談会といえますか、懇話会といえますかというのが市民の意見を具体的に聴取をする大変大事な場になっていくと思えますけれども、どういった形の懇談会になるよう想定していらっしゃるのかということ、どういった形で市民の皆さんの意見を反映しようかという、私は条例をつくるときに市民の意見をきちんと反映しようというのは非常に、さっきも市長がおっしゃったとおり、非常に民主的な問題や、あるいは公開の原則からいったり、あるいは日本国憲法の知る権利の問題からいっても大変大事なことだと思っておりますけれども、そのところは具体的にどのような形で想定をなさっているのかということをお伺いしておきたいというふうに思っています。

それから、教育長から御答弁いただきました児童・生徒への集団X線間接撮影の問題ですけれども、確かに前回の一般質問が終わったすぐあとにこうした文部省からの通達があったという形で、五年度以降に閣下しましては、今おっしゃいましたとおり、一、全員の間接撮影ではなくて、心音やその他についての異常の問題、あるいはツベルクリン陽性反応をした者に関しましては直接撮影をしていくのだと、これからにしましては強陽性反応者というのですか、つまりたくさん陽性反応をしてしまう人ですよ。僕も小さいとき小児結核というのを患いました、大変な陽性反応者だったのでよくわかるのですが、そういう者に関してやっていくという形で、これからはぜひそういう形で児童や生徒に被爆の量がふえないような形で御努力をよろしくお願いしていきたいと思っております。

というわけで、再質問にやりますのは、今の三が日の問題と、それから上下水道のこれからの考え方とということ、それから実際の十月、十一月期の滑走路の使用の問題と、それから情報公開の中身ということとで再質問したいと思っております。

○議長（赤星人君） 二時五分まで休憩をいたします。

午後一時四十九分 休憩

午後二時五分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川彌八郎君） 先ほどの遠藤議員の下水道料金の件でございますけれども、この件につきまして、検討の余地があるのではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

○市長公室長（坂本 昭君） 正月三が日の飛行中止要請の、どのような中身の要請をしたのかということでございます。正月三が日につきましては、アメリカにおけるクリスマス行事と同様に市民にとっては大変大事な祝賀行事であるので、例年お願いしているところではあるけれども、明年の正月三が日につきましては市民が騒音のない静かな正月が過ごせるよう特段の配慮を願いたい、こんなような中身の要請をいたしましたところでございます。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。情報公開条例と個人情報保護条例に関連いたしまして御質問でございますが、三点にわたっての御質問とまいります。

第一点は、条例制定時に公開できる文書の範囲はどこまでだと、そういう御質問だと思いますけれども、文書の情報公開につきましては、文書管理というのが前提になるわけでございまして、おかげさまでこの四月から新しい文書管理システム、これは当然情報公開を前提とした文書管理システムでございますが、施行に入りまして順調に文書管理が進んでいると、そういうふうに理解しております。当然条例の制定時期、あるいは施行の時期につきましては平成六年度に予定をしているわけでございますが、それに向けて、当面新しい文書システムの中で管理しております文書、そういったものを中心に情報公開の対象にしていきたい、このように考えております。また、それ以前の文書につきましてはも逐次管理に努力いたしましたので、できるだけ早い時期に公開できるように進めていきたい、そのように考えております。

それからもう一点、個人情報保護条例の中身の問題でございますが、確かに現在市は規則をもってこの市の情報の制限を一部しているわけでございますけれども、これは電算情報についてのみと、そんな形で規則整備をしておるわけでございますが、これから条例というような形になりますと、当然それ以外にも

保護していかなければならない文書等がございますので、それらを含めて検討していくと、そういう形になろうかと思えます。

それからあと、懇話会というお話でございます。予定といたしましたしましては、現在、検討委員会で検討を進めております内容、来年の六月ないし七月には一応結論を出す予定でございますが、その後に懇話会を設置をしていきたいと、そのように考えておりますが、この懇話会につきましては、先進市でも一応それぞれ構成員等については制度化する前に設置している例がございますので、そういったものを参考にしながら懇話会についてはつくっていききたい、そのように考えておりますが、内容といたしましては学識経験者、あるいは市民の代表、そういった者が中心になりまして懇話会が構成されると、先進市がそういう形でできておりますので、私どももそういった先進市の例にならぬがら懇話会を設置をしていきたいと思えます。

あとは懇話会の設置期間でございますが、今、予定としましては六ヵ月程度の懇話会を予定をして、その後に結論をちょうだいいたしました上で条例整備その他に進んでいきたい、そのように考えてございます。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 飛行回数と工事の件でございますけれども、申しわけないのですけれども、推測の域を脱し切れませんけれども、工事の関係でこういう飛行回数になったのかなというふうには想定をしております。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） 一番目の市長にまた伺いました下水道のことですけれども、こうした形で思いやり予算の範囲を拡大をしていくことによって若干の矛盾があることはあるのですね。つまり、私の方としてはぜひ基地の下水道料金については、今まで大口扱いから市民並みの扱いにしてきちんと徴収をすべきだと私は思いますけれども、これは本来相手が米軍であろうが日本政府であろうが取らなければいけないものだろうと私は思っているわけです。

しかし、制度が変わっていく中でいいチャンスだと思えます。ぜひ、検討の余地ということではなくて、積極的に下水道料金に關しましては市民並みであるという形で進んでいただきたいと思いますし、そのこ